

## 平成 2 1 年度事業報告

平成21年度の内外情勢をみますと、リーマンショック後の世界的な信用バブルの崩壊により経済、金融活動の収縮がありましたが、BRICs等の新興国経済の高成長や先進国経済の持ち直しもあって、世界的に景気は回復基調にあります。しかしながら、中国のインフレ、米国の個人消費の下振れやオバマ政権による金融規制の導入、欧州のソブリンリスク等景気の下振れ要因にはなお注意を要する状況にあり、また、わが国においては、景気は持ち直しつつあるものの円高や雇用情勢の低迷、デフレの継続等により本格的な回復基調には至っていない状況にあります。

一方、わが国の商品先物市場については、世界全体の商品先物取引の出来高が 2003 年から 5 年間で 3 倍超の伸びを示している中で、国内の商品取引所の出来高は平成 15 年度をピークに減少傾向にあり、平成 21 年度においては前年度比 26%減の 3,426 万枚にまで減少し、市場の流動性は著しく低下しております。このような国内市場の状況を打破するため、平成 21 年 5 月には東工取の新システムの導入、10 月には中部大阪取の貴金属の上場、11 月には東穀取の株式会社化、平成 22 年 3 月には業界初の限日取引である東工取の日経・東工取商品指数の上場など取引所の基盤整備が着々と進展しており、またこの他にも各取引所とも様々な市場活性化策を打ち出していることから、これらの効果が徐々にあらわれてくることによる市場流動性の回復が期待されるところであります。

また、7 月には商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（商品先物取引法）が公布され、平成 23 年 1 月までに完全施行されることになっております。この法改正により、日本の商品先物市場の国際競争力が強化され、多様な市場利用者の参加が見込まれることにより、市場が活性化されるものと期待されておりますが、これまでの規制の強化及び主務省の厳格な対応等により、会員の業界からの離脱、廃業が後を絶たず、平成 17 年 5 月の基金設立時に 94 社あった会員数は、平成 22 年 3 月末には 37 社にまで激減しております。

本基金は会員が廃業する場合の最終局面のフォローを主要業務の一つとしていますが、益々その担うべき役割、責務が増していることが実感されるところであります。

本基金では本年度におきましても委託者保護業務を強化するため諸制度の改正に努めて

おり、会員加入の際ネックとなる新規会員負担金を軽減する方向で見直し、これを一律400万円の定額制とするための業務規程等の改正を10月に行いました。また、平成22年1月には代位弁済積立金の運用を見直すことにより、委託者保護業務に密接に係る業務を行う法人への出資又は融資が可能になり、さらに、取次会員に係る委託者債権の保全を強化するため、代位弁済契約における取次会員の担保率を引き上げ、取次者と取次受託者との間の取次契約等の改正について検討を行いました。新年度においても、引き続き取次契約に係る諸問題の検討を行うとともに代位弁済拋出金及び会費、一般負担金の算出方法の見直し等に取り組む予定であります。

本基金といたしましては、改正法の施行に伴い認可法人・非課税法人に移行し、その担うべき役割が益々重要になってくることから、委託者債権保全の徹底を図るとともに、委託者保護制度の一層の改善を進め、万が一弁済事故が起きた場合にはその迅速な処理に努め、委託者保護及び会員経営の健全化に寄与して参る所存であります。

以下、本基金の平成21年度における各事業の概要は次のとおりであります。

## 1. 総務関係事項

### (1) 定款・業務規程等の改正等について

#### 定款の改正

平成 21 年 7 月 17 日開催の臨時総会において、本基金の理事定数及び副理事長の人数を変更するための定款の一部改正を行い、同日付けで施行された。

また、平成 21 年 10 月 9 日開催の臨時総会において、理事会決定事項「会員からの報告の徴収について」及び「取次業務における会員の報告について」の内容を定款で手当することとし、差押え等の事項に関する報告、取次又は清算取次に係る報告等についての条文等の改正を行い、同日付けで施行された。

#### 業務規程の改正

平成 21 年 10 月 9 日開催の臨時総会において、業務規程に定める新規会員負担金の見直しを行うこととし、一律 400 万円とするための業務規程の一部改正を行うことが承認され、10 月 19 日付けで主務大臣に業務規程の変更認可申請を行い、主務大臣より 10 月 26 日付けで認可を受け同日施行された。

#### 諸規則の改正等

制定されている諸規則の改正及び理事会決定事項については、次のとおりである。

#### (a) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の一部改正

平成 21 年 9 月 25 日開催の第 32 回理事会において、定款及び業務規程の改正（新規会員負担金の見直し、取次業務・清算取次業務における会員の報告に関する事項）に伴う関連条文の改正を行った。また、11 月 18 日開催の第 34 回理事会において、新規会員負担金の額を業務規程に明定したことによる本規則の関連条文の削除を行った。

#### (b) 「会計規程」の一部改正

平成 21 年 11 月 18 日開催の第 34 回理事会において、代位弁済積立金を財源とする出資又は融資の実施に伴う規定の整備等（余裕金等の運用方法の規定から代位弁済積立金を削除する。）を行うための会計規程の一部改正を行うことを決議し、11 月 27 日付けで主務大臣に会計規程変更の承認申請を行ったところ、主務大臣より平成 22 年 1 月 5 日付けで会計規程の変更について承認されたので、同日付けで施行された。

(c) 「役員候補者選出要領」の一部改正

平成 22 年 3 月 10 日開催の第 37 回理事会において、会員役員候補者を選出する選考委員の定員を 5 人以上 7 人以内にする、また、選考委員を会員代表者の他に会員代表者以外の有識者からも選任することができるようにするための改正を行った。

(d) 「基金分離預託実施要領」及び「基金分離預託外国通貨取扱細則」の一部改正

平成 21 年 7 月 10 日開催の第 30 回理事会において、(株)日本商品清算機構の清算システムの預入・返戻の期限が 7 月 1 日より時間が繰り上がり午後 7 時となったことから、基金分離預託について同様の変更を行うことが必要となったので、関係規定の整備を行い、7 月 1 日より施行した。

(e) 「基金代位弁済業務実施要領」の一部改正

平成 21 年 7 月 10 日開催の第 30 回理事会において、取次会員への移行に伴う代位弁済担保の増額変更を明記すること及び契約締結の諾否の決定に係る特例的な取扱いが可能となるよう実施要領の改正を行った。

また、平成 21 年 10 月 9 日開催の第 33 回理事会において、(株)日本商品清算機構の新たな清算参加者資格要件との関係で、清算取次会員となる会員が見込まれることから清算取次会員が契約を締結している場合には、代位弁済担保の担保率を取次会員に対する代位弁済担保の担保率と同様に 35%相当額以上の本基金が指示する額とすることとし、所要の改正を行った。

平成 22 年 3 月 10 日開催の第 37 回理事会において、取次会員及び非清算会員の最低担保率を 35%から 50%に引き上げるための所要の改正を行った。なお、改正した実施要領の施行は 4 月 1 日としたが、3 月 31 日現在において当該契約を締結している取次会員及び非清算会員に限り、7 月 1 日より適用することとした。

(f) その他

ア 平成 21 年 5 月 19 日開催の第 28 回理事会において、理事会決定事項「資産の管理運用について」のうち委託者保護資金勘定で管理運用している債券については、満期保有を原則とするが、現行より有利な運用を行う場合に限り、満期償還前に他の債券へ買い換えを行うことができること、また、委託者債務代位弁済勘定の代位弁済積立金について、委託者保護資金と同様に債券で運用ができるようにすること

等の改正を行った。

イ 平成 21 年 10 月 9 日の定款改正に伴い、理事会決定事項「取次業務における会員の報告について」及び「会員からの報告の徴収について」が 10 月 9 日付で廃止された。

また、平成 21 年 11 月 18 日開催の第 34 回理事会において、代位弁済積立金を財源とする出資又は融資を可能にするため、理事会決定事項「資産の管理運用について」を改正するとともに、「代位弁済積立金を財源とする出資又は融資実施要領」及び「代位弁済積立金を出資又は融資により管理運用している場合における基金代位弁済限度額の上限額に関する取り決め」を決定した。

ウ 平成 22 年 3 月 10 日開催の第 37 回理事会において、理事会決定事項「外部監査の免除基準について」取次会員及び非清算会員の代位弁済担保率の見直しに伴う改正として、外部監査の免除基準の条件を、取次会員及び非清算会員について代位弁済担保率を 50%以上に引き上げる等の改正を行った。

## (2) 役員等の選出及び異動

### 役員の新補充選任等

平成 21 年 5 月 29 日開催の第 5 回通常総会において役員の新補充選任を行った結果、会員役員として稲本都志彦氏が理事に、細金英光氏が監事に選任され、また、会員外役員として有賀文宣氏が監事に選任され、6 月 1 日付けでそれぞれ就任した。

7 月 10 日開催の第 30 回理事会において専務理事の互選が行われ、黒木副理事長が専務理事を兼務することとなったが、7 月 17 日開催の第 31 回理事会において杉田定大氏が 7 月 27 日付けで常勤顧問・専務理事事務取扱を委嘱されたことに伴い、7 月 27 日付けで黒木副理事長の専務理事兼務が解除された。

平成 21 年 7 月 17 日開催の臨時総会において役員定数の変更に伴う役員の選任を行った結果、会員役員として岡本安明氏が理事に、坂本嘉山氏が監事に選任され、また、会員外役員として江崎 格氏と高橋英樹氏が理事に選任され、7 月 17 日付けでそれぞれ就任した。

平成 21 年 10 月 9 日開催の臨時総会において役員の新補充選任を行った結果、会員役

員として田中孝男氏が理事に、会員外役員として杉田定大氏が理事に選任されるとともに、同日開催された理事互選会において、杉田理事が専務理事に選任され、10月9日付けでそれぞれ就任した。

#### 役員等の異動等

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

(平成22年3月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

#### (副理事長)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	21.7.21	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役

#### (専務理事)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	21.6.30	高橋英樹	委託者保護基金専務理事
兼務	21.7.10	黒木幾雄	委託者保護基金副理事長
解除	21.7.27	黒木幾雄	委託者保護基金副理事長
就任	21.10.9	杉田定大	委託者保護基金理事

#### (理事)

区分	年月日	氏名	備考
就任	21.6.1	稲本都志彦	三菱商事フューチャーズ証券(株)代表取締役
辞任	21.6.26	森 辰郎	エース取引(株)代表取締役
辞任	21.6.30	南學政明	(株)日本商品清算機構代表取締役
辞任	21.6.30	高橋英樹	委託者保護基金専務理事
就任	21.7.17	江崎 格	(株)東京工業品取引所代表執行役
就任	21.7.17	岡本安明	岡安商事(株)取締役会長
就任	21.7.17	高橋英樹	(株)日本商品清算機構代表取締役
辞任	21.7.21	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
就任	21.10.9	杉田定大	委託者保護基金常勤顧問
就任	21.10.9	田中孝男	エース取引(株)代表取締役

#### (監事)

区分	年月日	氏名	備考
辞任	21.5.31	阿竹康之	(株)アステム代表取締役
辞任	21.5.31	東原 豊	税理士
就任	21.6.1	細金英光	(株)フジトミ代表取締役
就任	21.6.1	有賀文宣	税理士
就任	21.7.17	坂本嘉山	セントラル商事(株)代表取締役

#### (相談役)

区分	年月日	氏名	備考
再任	21.4.11	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

#### (参与)

区分	年月日	氏名	備考
----	-----	----	----

退任	21.5.19	細金英光	(株)フジトミ代表取締役
再任	21.5.20	井浪一晃	関西商品取引所常務理事
再任	21.5.20	宇賀神治夫	元補償基金副理事長
再任	21.5.20	上村 勤	(株)アルフィックス代表取締役
再任	21.5.20	河合成治	中部大阪商品取引所常務理事
再任	21.5.20	窪田 武	東京穀物商品取引所専務理事
再任	21.5.20	島津嘉弘	新日本商品(株)代表取締役
再任	21.5.20	中西貞夫	イイ・イス・フューチャーズ(株)代表取締役
再任	21.5.20	長尾梅太郎	(株)東京工業品取引所代表執行役専務
再任	21.5.20	繁澤宏明	(株)コムテックス代表取締役
再任	21.5.20	若村 郷	オリオン取引(株)代表取締役
就任	21.5.20	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役
辞任	21.5.27	窪田 武	東京穀物商品取引所専務理事
就任	21.7.10	山野昭二	東京穀物商品取引所専務理事
辞任	21.10.8	中西貞夫	イイ・イス・フューチャーズ(株)代表取締役

(運営審議会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	21.4.1	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役

(運営審議会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	21.4.1	秋山有世	元日本経済新聞社編集局商品部長

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	21.4.1	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役
再任	21.4.1	秋山有世	元日本経済新聞社編集局商品部長
再任	21.4.1	池本正純	専修大学経営学部教授
再任	21.4.1	加藤 敬	元国民生活センター相談部長
再任	21.4.1	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役
再任	21.4.1	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	21.4.1	高氏 侑	弁護士
再任	21.4.1	宮 裕	公認会計士

(規律委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	21.5.20	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
辞任	21.7.21	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
就任	21.9.25	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役

(規律委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
就任	21.5.20	高氏 侑	弁護士

(規律委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	21.5.20	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
再任	21.5.20	高氏 侑	弁護士
再任	21.5.20	黒木幾雄	委託者保護基金副理事長
再任	21.5.20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	21.5.20	中澤忠義	元東京工業品取引所理事長
再任	21.5.20	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役

再任	21. 5. 20	森實孝郎	元東京穀物商品取引所理事長
就任	21. 5. 20	宮 裕	公認会計士
辞任	21. 7. 21	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
就任	21. 9. 25	岡地和道	岡地(株)代表取締役

(代位弁済審査会委員長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	21. 5. 20	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役

(代位弁済審査会副委員長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	21. 5. 20	石崎 實	(株)フジトミ取締役会長

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏 名	備 考
退任	21. 5. 19	畑野敬司	東京穀物商品取引所理事
再任	21. 5. 20	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役
再任	21. 5. 20	石崎 實	(株)フジトミ取締役会長
再任	21. 5. 20	尾崎隆昌	公認会計士
再任	21. 5. 20	先崎和彦	(株)東京工業品取引所常務執行役
再任	21. 5. 20	濱地敏明	日本商品先物取引協会自主規制部長
再任	21. 5. 20	松永仁一	(株)日本商品清算機構業務グループ長
再任	21. 5. 20	村上久広	光陽ファイツァルト(株)代表取締役
就任	21. 5. 20	伊藤國光	東京穀物商品取引所調査部長

(委託者保護制度検討委員会委員長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	21. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

(委託者保護制度検討委員会副委員長)

区分	年月日	氏 名	備 考
再任	21. 5. 20	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
辞任	21. 7. 21	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役

(委託者保護制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏 名	備 考
退任	21. 5. 19	中島秀男	第一商品(株)取締役副会長
再任	21. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	21. 5. 20	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
再任	21. 5. 20	秋田 治	日本商品先物振興協会常務理事
再任	21. 5. 20	岡本安明	岡安商事(株)取締役会長
再任	21. 5. 20	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役
再任	21. 5. 20	窪田 武	東京穀物商品取引所専務理事
再任	21. 5. 20	長尾梅太郎	(株)東京工業品取引所代表執行役専務
再任	21. 5. 20	野口宣也	(株)日本商品清算機構専務取締役
再任	21. 5. 20	早坂義昭	日本商品先物取引協会事務局長
再任	21. 5. 20	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役
辞任	21. 5. 27	窪田 武	東京穀物商品取引所専務理事
辞任	21. 6. 30	野口宣也	(株)日本商品清算機構専務取締役
辞任	21. 6. 30	早坂義昭	日本商品先物取引協会事務局長
辞任	21. 7. 21	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
就任	21. 9. 1	石海行雄	エース交易(株)取締役副社長
就任	21. 9. 1	石黒文博	豊商事(株)代表取締役



就任	21.9.1	稲本都志彦	三菱商事フューチャーズ証券(株)代表取締役
就任	21.9.1	岡地和道	岡地(株)代表取締役
就任	21.9.1	高橋英樹	(株)日本商品清算機構代表取締役
就任	21.9.1	畑野敬司	東京穀物商品取引所理事
就任	21.9.1	濱地敏明	日本商品先物取引協会事務局長
就任	21.9.1	村上久広	光陽ファイナンシャルトレード(株)代表取締役

### (3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 51 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、平成 22 年 3 月 31 日現在の会員数は 37 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

### (4) 会員の名称(商号)変更等

会員の名称(商号)変更

期中における名称の変更は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
(株)トレックス	(株)中部第一	21.4.1
JP アセット証券(株)	ジャパンプライベート・アセットマネジメント(株)	21.4.22
(株)USS ひまわりグループ	(株)UHG	21.7.1
ジャパンプライベート・アセットマネジメント(株)	JP アセット証券(株)	21.8.24
スターアセット証券(株)	スター為替証券(株)	21.10.1
三菱商事フューチャーズ証券(株)	三菱商事フューチャーズ(株)	21.10.1

会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
スターアセット証券(株)	竹村義則	野中 功	21.4.1
アイディーオー証券(株)	西 孝夫	小澤明久	21.5.18
北辰物産(株)	鈿持宏昭	松本博任	21.6.16
セントラル商事(株)	坂本圭隆	坂本嘉山	21.6.18
岡安商事(株)	岡本 昭	岡本安明	21.6.25
エース取引(株)	森 辰郎	田中孝男	21.6.26
協栄物産(株)	諸石弘道	池松和夫	21.6.29
丸梅(株)	乙守哲郎	細金英光	21.9.29
エイチ・エス・フューチャーズ(株)	中西貞夫	定村雅文	21.10.8
インヴァスト証券(株)	石井秀明	川路 猛	22.1.1
オリオン取引(株)	戸舘勇幸	若林 郷	22.3.11

## 2. 一般委託者への支払及び関連業務

### (1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

平成 21 年度において、本基金は、通知商品取引員が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定及び当該認定に基づき債権の届出を受けるための公告事項を定めること等について意見を聴くため、業務規程に基づき、運営審議会を 15 回開催した。

当年度において、商品取引所法第 303 条第 1 項に基づく通知商品取引員となった会員は 11 社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は 6 社、分離保管弁済案件と認定した会員は 5 社であった。

なお、弁済困難の認定を受けた会員はなかったため、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することはなかった。

また、法第 308 条に定める返還資金融資を実施することもなかった。

通知商品取引員となった会員に係る処理については、次のとおりである。

#### エイチ・エス証券㈱に係る処理

エイチ・エス証券㈱は平成 21 年 4 月 24 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 5 月 25 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

次いで 5 月 7 日付で、同社より 5 月 25 日までに委託者債務の弁済が終了する旨の自主弁済計画が提出された。その後 5 月 19 日に同社の委託者債務の弁済が完了したとの報告があったので、基金は 5 月 21 日に同社に立入監査を行い 5 月 19 日までに委託者債務の弁済が終了したことを確認した。

本基金は 5 月 29 日に運営審議会を開催し、意見聴取を行った上で、提出された同社の自主弁済計画を「実施済み」と認定した。

これにより、本基金は 6 月 1 日付で同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は 5 月 25 日付で商品取引受託業務を廃止したため、5 月 26 日付で会員

脱退した。

#### (株)丸市商店に係る処理

(株)丸市商店は平成 21 年 4 月 24 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 5 月 28 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。しかしながら、本基金への通知が遅れたことから、本基金は、4 月 27 日に立入監査を行い、翌日の 4 月 28 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

次いで 5 月 7 日付で、同社より 5 月 28 日までに委託者債務の弁済が終了する旨の自主弁済計画が提出された。基金は提出された自主弁済計画について運営審議会を開催し、意見聴取を行った上で、「適正なもの」と認定した。

その後、同社より 5 月 28 日に同社の委託者債務の弁済が完了したとの報告があったので、基金は 6 月 11 日に同社に立入監査を行い 6 月 11 日までに委託者債務の弁済が終了したことを確認した。

これにより、本基金は 6 月 17 日付で同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は 5 月 28 日付で商品取引受託業務を廃止したため、5 月 29 日付で会員脱退した。

#### SBIフューチャーズ(株)に係る処理

SBIフューチャーズ(株)は平成 21 年 5 月 12 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 7 月 31 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、5 月 12 日、13 日の両日に立入監査を実施し、5 月 13 日に運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

次いで 5 月 19 日付で、同社より 7 月 31 日までに委託者債務の返戻が終了する旨の自主弁済計画が本基金に提出された。基金は提出された自主弁済計画について運営審議会を開催し、意見聴取を行った上で、「適正なもの」と認定した。

その後、同社より 9 月 10 日に同社の委託者債務の弁済が完了したとの報告があった

ので、基金は9月28日に同社に立入監査を行い9月10日までに委託者債務の弁済が終了したことを確認した。

これにより、本基金は9月29日付で同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は7月31日付で商品取引受託業務を廃止したため、8月1日付で会員脱退した。

#### パブリックフューチャーズ(株)に係る処理

パブリックフューチャーズ(株)は平成21年7月27日に商品取引受託業務廃止の公告(廃止日8月27日)を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第36条の規定に基づく弁済公告(分離保管弁済限度額101万円(基金預託のみ))を同日付で行うとともに、電子公告として28日付で行った。(終了期日は9月7日)

弁済公告の終了期日の9月7日を経過しても、本基金に対し、パブリックフューチャーズ(株)に係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務の弁済も8月21日までに終了していることが確認された。この結果、9月9日付で本基金は、同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は8月27日付で商品取引受託業務を廃止したため、8月28日付で会員脱退した。

#### 東陽レックス(株)に係る処理

東陽レックス(株)は平成21年9月18日に商品取引受託業務廃止の公告(廃止日10月31日)を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

次いで10月1日付で、同社より10月31日までに委託者債務の弁済が終了する旨の

自主弁済計画が本基金に提出された。

その後、同社より 10 月 26 日に同社の委託者債務の弁済が完了したとの報告があったので、基金は 10 月 28 日に同社に立入監査を行い 10 月 26 日までに委託者債務の弁済が終了したことを確認した。

基金は 10 月 29 日に運営審議会を開催し、同社から提出された自主弁済計画は前述のとおり終了しているので、同社の自主弁済計画を「実施済み」と認定した。

これにより、本基金は会員脱退後の 11 月 4 日付で同社との分離保管弁済契約、基金分離預託契約及び基金代位弁済委託契約を解除した。

なお、同社は 10 月 31 日付で商品取引受託業務を廃止したため、11 月 1 日付で会員脱退した。

#### 日本取引㈱に係る処理

日本取引㈱は平成 21 年 10 月 7 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 11 月 9 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告（分離保管弁済限度額 3,500 万円（基金預託のみ））を同日付で行うとともに、電子公告として 8 日付で行った。（終了期日は 11 月 16 日）

弁済公告の終了期日の 11 月 16 日を経過しても、本基金に対し、日本取引㈱に係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務の弁済も 10 月 30 日までに終了していることが確認された。この結果、11 月 19 日付で本基金は、同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は 11 月 9 日付で商品取引受託業務を廃止したため、11 月 10 日付で会員脱退した。

#### 米常商事㈱に係る処理

米常商事㈱は平成 21 年 10 月 13 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 11 月 12

日)を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告(分離保管弁済限度額 1 億 1,000 万円(基金代位弁済限度額のみ))を同日付で行うとともに、電子公告として 14 日付で行った。(終了期日は 11 月 19 日)

弁済公告の終了期日の 11 月 19 日を経過しても、本基金に対し、米常商事㈱に係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務の弁済も 12 月 8 日までに終了していることが確認された。この結果、12 月 14 日付で本基金は、同社との分離保管弁済契約、基金分離預託契約及び基金代位弁済委託契約を解除した。

なお、同社は 11 月 12 日付で商品取引受託業務を廃止したため、11 月 13 日付で会員脱退した。

#### 協栄物産㈱に係る処理

協栄物産㈱は平成 21 年 11 月 19 日に商品取引受託業務廃止の公告(廃止日 12 月 28 日)を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告(分離保管弁済限度額 2 億 6,000 万円(基金代位弁済限度額のみ))を同日付で行うとともに、電子公告として 20 日付で行った。(終了期日は平成 22 年 1 月 12 日)

弁済公告の終了期日の 1 月 12 日を経過しても、本基金に対し、協栄物産㈱に係る算定対象債権額の届出を行った者はいなかった。また、同社に係る委託者債務の弁済も 12 月 29 日までに終了していることが確認された。この結果、1 月 14 日付で本基金は、同社との分離保管弁済契約、基金分離預託契約及び基金代位弁済委託契約を解除した。

なお、同社は 12 月 28 日付で商品取引受託業務を廃止したため、12 月 29 日付で会員脱退した。

#### タイコム証券㈱に係る処理

タイコム証券㈱は平成 21 年 11 月 30 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 12 月 30 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。また、本基金は受益者代理人として、この旨を信託機関に通知し、分離保管指定信託契約に基づく元本受益権の行使を行い、弁済財源として 100 万円を確保した。

更に、同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、業務規程第 36 条の規定に基づく弁済公告（分離保管弁済限度額は 2 億 100 万円（内訳：指定信託 100 万円、基金代位弁済限度額 2 億円）を 11 月 30 日付で行うとともに、12 月 1 日付でその電子公告を行った。（終了期日は平成 22 年 1 月 12 日）

弁済公告の終了期日の 1 月 12 日までに、本基金に対し、タイコム証券㈱に係る算定対象債権額の届出を行った者は 17 名、届出債権額は 1 億 9,300 万円であった。

本基金は届け出られた算定対象債権額を精査した上で、当該届出人の届出内容について審査を行うため、業務規程に基づき、当該届出人に対し届出に係る請求権について証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えるため、平成 22 年 1 月 25 日に意見聴取を行う場を設けたところ、届出人及びタイコム証券株式会社からの出席はなかった。

この結果を受け、基金は 1 月 29 日開催の運営審議会での意見を聴いた上で、届出人 17 名に係る算定対象債権届出額全額を委託者債権として認定し、当該認定額全額（1 億 9,300 万円）を当該届出人に弁済することとする旨の弁済計画を作成し、これを 2 月 22 日開催の理事会に諮ったところ当該弁済計画は承認された。これにより、基金は 2 月 22 日付けで委託者債権者として認定された届出者 17 名及び当該取引員に弁済計画を通知し、3 月 9 日までに 17 人全ての委託者に対する支払いが完了したので、3 月 10 日にタイコム証券㈱との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。弁済金の内訳は指定信託から 100 万円、基金代位弁済額から 1 億 9,200 万円であったが、

基金代位弁済については担保権の実行により 90,893,272 円の回収を行った。また、質権設定契約により、東京工業品取引所の信認金 2,700,000 円についても回収を行った。

なお、同社は 12 月 25 日に大阪地方裁判所に破産手続き開始の申し立てを行い、同日大阪地方裁判所より破産手続き開始決定が行われた（破産管財人：弁護士阪口彰洋）ことから、同社は解散となり、同日付で会員脱退した。

#### スター為替証券(株)に係る処理

スター為替証券(株)は平成 22 年 2 月 1 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 3 月 5 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

次いで 2 月 16 日付で、同社より 3 月 5 日までには委託者債務の弁済が終了する旨の自主弁済計画が本基金に提出された。

その後、同社より 3 月 23 日に同社の委託者債務の弁済が完了したとの報告があったので、基金は 3 月 24 日までに委託者債務の弁済が終了したことを確認した。

基金は 3 月 26 日に運営審議会を開催し、同社から提出された自主弁済計画は前述のとおり終了しているため、同社の自主弁済計画を「実施済み」と認定した。

これにより、本基金は会員脱退後の 3 月 29 日付で同社との分離保管弁済契約、基金分離預託契約及び基金代位弁済委託契約を解除した。

なお、同社は 3 月 5 日付で商品取引受託業務を廃止したため、3 月 6 日付で会員脱退した。

#### (株)小林洋行に係る処理

(株)小林洋行は平成 22 年 2 月 22 日に商品取引受託業務廃止の公告（廃止日 3 月 30 日）を行ったことから、同社は通知商品取引員となった。このため、本基金は、同日立入監査を実施するとともに、運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行った上で、同社の弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

次いで 2 月 22 日付で、同社より 3 月 30 日までには委託者債務の弁済が終了する旨



の自主弁済計画が本基金に提出された。

その後、同社より3月10日に同社の委託者債務の弁済が完了したとの報告があったので、基金は3月12日に同社に立入監査を行い3月10日までに委託者債務の弁済が終了したことを確認した。

基金は3月26日に運営審議会を開催し、同社から提出された自主弁済計画は前述のとおり終了しているため、同社の自主弁済計画を「実施済み」と認定した。

これにより、本基金は会員脱退後の3月31日付で同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

なお、同社は3月30日付で商品取引受託業務を廃止したため、3月31日付で会員脱退した。

## (2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より引き続き処理を行った通知商品取引員については次のとおりである。

### サン・キャピタル・マネジメント㈱に係る処理

自主弁済案件として認定したサン・キャピタル・マネジメント㈱の委託者債務の弁済については、平成21年3月30日までに終了したことが確認されたので、4月1日付で同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を会員脱退後の4月1日に解除した。

なお、同社は3月31日付で商品取引受託業務を廃止したことから、4月1日付で会員脱退した。

### 三貴商事㈱に係る処理

自主弁済案件として認定した三貴商事㈱の委託者債務の弁済については、平成21年3月30日までに終了したことが確認されたので、4月1日付で同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を会員脱退後の4月1日に解除した。

なお、同社は3月31日付で商品取引受託業務を廃止したことから、4月1日付で会

員脱退した。

### 3 . 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

#### ( 1 ) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

本基金は、平成 17 年 5 月 1 日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として 9,853 百万円を造成した。

平成 20 年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準(98 億円)を下回ることにならなかったことから、平成 21 年度は資金積戻計画を定めなかった。また、平成 21 年度においては、一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金は、平成 22 年 3 月末日現在で 9,853 百万円を維持している。

#### ( 2 ) 新規会員負担金及び預託金について

平成 21 年度は資金積戻計画を定めなかったため、新規会員に対し、新規会員負担金の納付に代えて預託金の預託を求めた。

なお、業務規程の改正に伴い、業務規程第 10 条に基づく預託金は一律 400 万円となったことにより、預託金額が 400 万円を超過している会員 4 社へ 2 億 5,630 万円を返還した。また、400 万円未満の会員 3 社については、平成 22 年 12 月末日までに 3 社合計で 900 万円の追加預託を求めることにしている。

平成 21 年度における会員加入に伴う新規預託金の受入は 1 社 400 万円、本基金からの脱退による返還は 4 社 2,220 万円であり、平成 22 年 3 月末日現在で、8 社の会員から 2,390 万円の預託金の預託を受けている。

#### ( 3 ) 委託者保護資金等の管理

##### 委託者保護資金

委託者保護資金については、第 1 回理事会決定に基づき管理運用を行っているが、これに基づいた平成 22 年 3 月末日の格付別及び期間別運用実績は次のとおりである。

(a)格付別運用実績

・ S 格運用 ( 国債・政府保証債等 )	44.3%
・ A 格運用 (ムーディーズ A 3 以上)	55.7%

(b)期間別運用実績

	基本目標率	実績比率
・ 1 年以下	10%	6.8%
・ 1 年超 3 年以下	10%	8.1%
・ 3 年超 5 年以下	50%	38.5%
・ 5 年超	30%	46.6%

なお、業務規程第 10 条に基づく預託金についてはその全額を決済性預金で運用している。

基金分離預託財産及び代位弁済積立金

基金分離預託財産、代位弁済積立金及び代位弁済担保については、第 12 回理事会決定により「資産の管理運用について」に基づき、普通預金又は定期預金で管理運用している。

そのうち、代位弁済積立金については、第 28 回理事会及び第 34 回理事会決定により改正された「資産の管理運用について」に基づき、従来より行っていた普通預金、定期預金に加え、有価証券での管理運用を開始し、委託者保護業務に密接に係る業務を行う法人に対する出資又は融資が可能となったことから、平成 22 年 3 月 25 日に(株)東京穀物商品取引所に対し 4 億 5000 万円の融資を行った。

なお、東京穀物商品取引所に対する融資に係る経緯及び契約内容は次のとおりである。

(a)経緯

平成 22 年 1 月 22 日	融資申込み、申込金額 4 億 5000 万円
3 月 10 日	理事会承認
3 月 18 日	臨時総会承認
3 月 25 日	融資実行

(b)契約内容

融資額 4 億 5000 万円

期限 平成 23 年 3 月 31 日（期限の延長はない）  
担保 東穀アネックスビルの土地、建物  
（株）日本商品清算機構の優先株式 700 株、普通株式 200 株  
利率 年利 2.8%

#### 4 . 委託者資産保全措置の管理

##### （ 1 ）分離保管弁済契約の締結状況

平成 21 年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は 1 社、契約を変更した会員は 3 社、契約を解除した会員は 16 社であり、平成 22 年 3 月末の契約会員は 37 社であった。

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は（平成 22 年 3 月 31 日現在）別表(3)のとおりである。

##### （ 2 ）指定信託の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中に新たに、指定信託契約を締結した会員は 0 社、指定信託契約の変更等を行った会員は 1 社（指定信託額の変更を含む）、指定信託契約を解除した会員は 4 社であり、平成 22 年 3 月末の契約会員は 5 社、指定信託額の総額は 401 百万円であった。なお、タイコム証券(株)が通知商品取引員となったことに伴い、基金は受益者代理人として受益権を行使し 100 万円を弁済財源とした。

##### （ 3 ）基金分離預託の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、(株)日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は 2 社、契約を解除した会員は 16 社であった。平成 22 年 3 月末の契約会員は 37 社、基金分離預託の総額は 6,185 百万円であった。

#### (4) 銀行等保証の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行った。期中に銀行等保証委託契約の締結を行った会員は0社、同契約の変更を行った会員は0社、同契約の解除を行った会員は1社である。この結果、平成22年3月末の契約会員は0社、保証額の総額は0円であった。

#### (5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。

前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は29社（代位弁済限度額の総額11,227百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員0社、代位弁済限度額の変更会員3社、担保変更延べ11社、契約解除7社（期間満了により更新しない会員を含む。）であった。その結果、平成22年3月末の契約会員は22社（代位弁済限度額の総額は8,866百万円）であった。

なお、タイコム証券㈱に係る弁済に際し、代位弁済から192,000,000円の支払いを行ったが、担保権実行により90,893,272円を回収するとともに、質権の行使により東工取預託の信認金2,700,000円を回収したことから、代位弁済積立金の残高は3,840,222,723円となった。

#### 基金代位弁済制度の改正

##### 基金代位弁済委託契約締結諾否の決定に係る特例的な取扱い

基金代位弁済委託契約締結においては、代位弁済審査会・理事会の議を経て締結することとなっている。しかし、契約期間等について条件を付した会員との契約については、会員の財務内容に問題が生じない限りは、その契約を更新することを前提に契約を締結してきていること、また、当該条件付き会員が1~2社であることから、理事会開催の効率性を配慮して、条件付き会員との契約期間更新に係る契約の締結については、当該会員の財務内容の悪化が認められる場合を除き、理事会の承認を省略して契約を締結することを可能とする特例措置を講ずることとした。

このため、平成 21 年 7 月 10 日開催の第 30 回理事会で基金代位弁済業務実施要領を改正し、即日施行することとした。

#### 取次会員に対する基金代位弁済委託契約の下限担保率の引き上げ

取次会員の破綻による代位弁済を踏まえ、取次会員に係る代位弁済制度について検討する必要があることから、平成 22 年 2 月 15 日に委託者保護制度検討委員会を開催し、取次会員に対する代位弁済担保について検討した。

本基金の取次会員に対する求償権は受託会員に対する求償権と比較すると著しく低く、また、代位弁済委託契約において質権設定契約を含め実質的に担保しているものを受託会員と取次会員とで比較すると、受託会員が 72%程度であるのに対し、取次会員は代位弁済担保しかないため 35%となっている。このため、委員会では受託会員の実質的担保率 72%に近づける必要があるとして、代位弁済限度額に対する下限の担保率を 50%に引き上げるべきとする結論となった。これを受け担保率を変更するため、第 37 回理事会において代位弁済業務実施要領を一部改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとなった。

なお、平成 22 年 3 月 31 日現在において代位弁済委託契約を締結している取次会員については、当該改正条項について 3 ヶ月の経過措置を講ずることとし、7 月 1 日から適用することとなった。

#### 平成 22 年 1 月 1 日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて

当該契約は、平成 21 年 12 月末をもって満了することから、平成 22 年 12 月末を終期とする契約を新たに締結するため、平成 21 年 10 月 6 日に契約手続きについて各会員に通知した。本基金は 11 月 27 日開催の第 14 回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12 月 10 日開催の第 35 回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことを踏まえ、平成 22 年 1 月 1 日付けで会員 23 社（更新 23 社、新規 0 社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は 8,966 百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第 13 条第 4 項に基づき代位弁済担保の積み増し、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は 2 社であった。）

なお、分離保管弁済案件として認定したことにより平成 22 年 1 月 1 日以降も旧契約が

有効とされることで更新されなかった会員は2社あった。

## 5．会員に対する監視、監査等

### (1) 会員に対する常時監視

c f e fシステムにおいて、分離保管等に関する調書（委託者資産保全措置の状況）の日報の受付に加え、純資産額に関する調書の「2．附属明細表」以下を除く月次報告書類の受付を行っている。

平成21年度においては、商品取引所における商品の新規上場に伴い、これら新規商品について商品取引所法施行規則に係る様式への記載に対応するためにシステム改定を行った。

### (2) 会員に対する監査

商品取引所及び関係団体と共同で行う定時監査に参画するとともに、これとは別に必要に応じ、随時会員に対して委託者資産保全の観点から、単独又は関係団体と共同で立入監査を行った。また、随時会員に対し、委託者総合管理表及び委託者資産管理・保全台帳について書面監査及び立入監査を行い、必要な指導を行った。

なお、単独又は関係団体と共同で行った立入監査の実施会員数は39社、立入実施日数は46日である。但し、これには立入監査に加えて実施した追跡調査、監査及び突発的事由に対応するための立入監査は含まれない。

### (3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、平成21年度の財務諸表の外部監査の適用免除については、2社より本基金あて当該免除の申出があった。これにより、本基金は当該申出会員について外部監査を免除することとした。

#### (4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

#### (5) 会員に対する制裁

平成 21 年 12 月 9 日に第 2 回規律委員会を開催して、会員タイコム証券(株)の制裁の賦課について審議し、過怠金 5000 万円と決定した。

### 6. その他の業務

#### (1) 裁判上又は裁判外の行為等

基金が被告又は原告となっている訴訟関係は、平成 21 年度において、補償基金協会存続時に経営破綻したアイコムに係る訴訟(株)及び基金発足後に業務規程に定める弁済処理を行った朝日ユニバーサル貿易(株)に係る訴訟が、それぞれ終結した結果、平成 22 年 3 月 31 日現在皆無となった。当該処理概要は次のとおりである。

##### アイコム(株)に係る訴訟

平成 14 年 11 月 29 日に違約を発生させたアイコム(株)に係る訴訟については、債権者が基金及び東京穀物商品取引所を相手取り弁済金等の支払を求める訴訟が 2 件あったが、期中において、判決がそれぞれ確定し、いずれも本基金の勝訴となった。

##### 朝日ユニバーサル貿易(株)に係る訴訟

平成 20 年 6 月 13 日に破産した朝日ユニバーサル貿易(株)の債権者が本基金を相手取り委託証拠金の返還を求める訴訟については、期中において和解により終結した。

#### (2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

平成 21 年度においては、「新規会員負担金について」、「代位弁済積立金の運用について」、「取次会員に係る委託者債権の保全について」委託者保護制度検討委員会で検討を行った。

##### 新規会員負担金について

9 月 14 日開催の第 13 回委託者保護制度検討委員会において、新規会員負担金につい



ては、

- (a) 現行の算出方式では取引実績のない新規会員は純資産額が大きな会社ほど取引枚数が多いと判断され、多額の純資産額を有する会社は多額の新規会員負担金の納付義務が課されるなど参入障壁となりかねないこと。
- (b) 多額の純資産額を有する会社が加入した後に新規に加入する会社の負担金額は、全会員の純資産額に対する新規会員の純資産額の比率が小さくなることから、同じ純資産額の会社でも会員の加入時期により負担金の額がまちまちとなり、不公平となること。
- (c) 取次取引員には 100 万円の新規会員負担金を義務付けているが、一般委託者支払いのリスクを考慮すると受託会員と同様に扱うべきはないか。

等の問題について検討した結果、新規会員負担金を見直して、一律 400 万円の定額制にすべきとすることで意見の一致をみた。このため、これに係る業務規程の改正を行うこととし、9 月 25 日開催の第 32 回理事会及び 10 月 9 日開催の臨時総会の決議を得、10 月 26 日付けで主務大臣の認可を受け、業務規程が改正され、同日付けで施行した。

#### 代位弁済積立金の運用について

平成 21 年 11 月 6 日開催の第 14 回委託者保護制度検討委員会において、代位弁済積立金の運用について検討が行われた。その結果、代位弁済積立金は会計規程及び理事会決定事項「資産の管理運用について」により委託者保護資金と同様の運用制限が設けられているが、次の点を考慮して代位弁済積立金の運用を見直すため、会計規程の改正を行い代位弁済積立金を会計規程から削除するとともに、理事会決定事項「資産の管理運用について」の改正を行うこととした。

- (a) 業界の現状を考慮し、財政基盤の健全化・強化を図る観点から、密接な関係を有する法人への出資又は融資を可能にすること。
- (b) 社債の運用について、一般担保付社債に限定せず無担保社債もその運用対象に加えること。ただし、一定以上の高格付けを有する法人の発行するものに限定すること等を盛り込む。

このため、平成 21 年 11 月 18 日開催の第 34 回理事会において、会計規程の一部改正及び理事会決定事項の「資産の管理運用について」の一部改正の承認を得るとともに、新たに「代位弁済積立金を財源とする出資又は融資実施要領」及び「代位弁済積立金を

出資又は融資により管理運用している場合における基金代位弁済限度額の上限額に関する取り決め」を理事会で決定し、会計規程の改正に係る主務大臣の承認を受けた平成 22 年 1 月 5 日から施行した。

なお、出資する場合には主務大臣あて、融資する場合には両省課長・監理官あてそれぞれ報告することとなった。

#### 取次会員に係る委託者債権の保全について

(株)日本商品清算機構は平成 21 年 10 月より清算参加者の取得基準として、最低純資産額を 20 億円以上に引き上げを行った。このため、受託業務を継続するためやむなく清算機構及び商品取引所を脱退して「取次者」や「清算取次者」となる者が続出した。また、取次会員に移行した会員の多くが受託業務を廃止する傾向がみられ、しかもそのうち経営破たんして代位弁済の発動を行った会員まで現れるようになった。

これらの状況により、取次業務における問題として、取次者が取次受託者に対して債務不履行に陥った場合における取次者の全建玉及び契約解除後の対応の問題や基金のリスク負担等の問題、また、取次者が破産手続き開始の決定を受けた場合の問題、受託契約準則に定める建玉処分問題、取次受託者に関する純資産額の問題及び取次を受託する会員の管理者責任の問題等が表面化することとなった。

このため、これらの問題に対応するための検討を平成 22 年 1 月 20 日開催の第 15 回委託者保護制度検討委員会及び 2 月 15 日開催の第 16 回委託者保護制度検討委員会で行い、その結果、取次会員に係る委託者債権の保全として、取次会員に対する代位弁済委託契約に係る担保率を契約額の 50%に引き上げることとし、これに係る基金代位弁済業務実施要領の改正を行うため、3 月 10 日開催の理事会に付議した。

また、取次者と取次受託者との間の取次契約について、取次契約に記載すべき事項等として、債務不履行により取次者が取次契約を解除され全建玉が処分された場合には、取次者は取次受託者に取次委託者への証拠金返還を委任しなければならないものとする。とともに、取次受託者が取次委託者に直接証拠金の返還を行うこと、当該返還が終了するまでの間は契約を失効しないものとする。ことなどの内容を取次契約に盛り込むこと、さらに、取次者が取次受託者に預託する保証金についてもこれを有効活用することなどが検討され、これを 3 月開催の理事会及び総会に付議することを予定していたが、法的な面で内容をつめる必要があることから、今後、更なる検討を行い結論を出すこととな

った。

### (3) 広報の実施

#### パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

#### インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、会員名簿、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、統計データ等の情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は72,205件であった。

#### その他協同広報事業

商品取引関係者の年報、年鑑及び資料等を購入し、先物協会と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

なお、例年、商品先物取引業界の啓蒙事業の一環として12月に開催していた記者懇親会については、日商協、先物協会、清算機構、東穀取、東工取と合同で開催している賀詞交歓会に一本化することになり、平成22年1月4日に東京穀物商品取引所1階の東穀ホールにおいて平成22年賀詞交歓会が開催された。

### (4) 商品取引所法改正に係る対応等

平成21年7月10日に改正商品取引所法である商品先物取引法が公布され、平成23年1月までに段階的に施行されることになったことから、法改正に係る対応として、本基金の認可法人・非課税法人への移行に伴う定款、業務規程等の改正作業を開始するとともに、新規会員負担金の見直し等の整備を行った。

### (5) その他

#### 会員懇談会の開催

会員代表者と本基金の運営及び予算のあり方等について意見交換を行うため、次のとおり会員懇談会を開催した。

東部地区 平成 22 年 2 月 23 日 東京穀物商品取引所

西部地区 平成 22 年 2 月 25 日 ホテル日航大阪

#### 最高裁訴訟案件の終結について

前身の補償基金協会からの訴訟も含めて基金に関する訴訟については、平成 21 年度中の判決等により全て解決した結果、平成 22 年 3 月 31 日現在、未処理の訴訟を有しないこととなった。

なお、基金が被告となった訴訟のうち、最高裁まで争った訴訟として 2 件あるが、判決確定までの経緯は次のとおりである。

また、本件訴訟に当たり、上村達男（早稲田大学法学部長）、升田純（弁護士）及び田辺義貴（農林水産省総合食料局商品取引監理官）の各氏が取りまとめた意見書を裁判所に提出した。

#### (a) 平成 15 年（ワ）第 9757 号 受託業務保証金払渡請求事件

アイコム㈱に係る東京穀物商品取引所の受託業務保証金の払い渡し及び補償基金協会の代位弁済に当たり、取引所及び補償基金協会が申出額の一部について一般債権（紛議債権）とみなして払い渡し及び弁済対象債権から除外したことに對し、これを不服とする北山俊樹は平成 15 年 9 月 18 日、訴額 254 万 6,395 円の支払いを求める受託業務保証金払渡請求訴訟を大阪地方裁判所に提起した。

当該訴訟については、平成 17 年 3 月 17 日の判決により当方が敗訴したため、基金及び東穀取は、これを不服として大阪高等裁判所に直ちに控訴した。当該控訴審においても、平成 17 年 9 月 16 日の判決により当方が敗訴したため、基金及び東穀取は、これを不服として最高裁に直ちに上告（(b)の訴訟も同様に上告）したところ、平成 19 年 5 月 9 日に最高裁（第一小法廷）より上告を受理する旨の通知があり、同年 7 月 19 日に最高裁より訴訟 2 件について次のとおりの判決が言い渡され、損害賠償債権は委託者債権に含まれないことが明確になった。

#### 【最高裁判決】

委託者が取引所に対し受託業務保証金の払渡しを請求し、指定弁済機関（本基金の前身である補償基金協会）に対し弁済を請求することができる債権は、…委託者資産の

引渡請求債権であって、債務不履行または不法行為による損害賠償債権を含むものではないと解することが相当である。ただし、判決は、当該訴訟に係る債権が「委託者資産の引渡請求債権の実質を有するものであるか否か等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

#### 【大阪高裁判決】

大阪高裁の差戻し審での審議の結果、同高裁より平成 20 年 6 月 26 日に「取引の委託の効力を詐欺取消し、錯誤無効、公序良俗又は信義則違反を理由として否定することができないことから、本件の対象請求債権は委託者資産の引渡請求権の実質を有していない」との判決が言い渡され、当該判決が確定したので、当該訴訟については、基金及び東穀取の全面勝訴となった。

#### (b) 平成 15 年 (ワ) 第 223 号 委託者債権払い渡し請求事件

アイコム(株)に係る東京穀物商品取引所の受託業務保証金の払い渡し及び補償基金協会の代位弁済に当たり、取引所及び補償基金協会が申出額の全額について一般債権（紛議債権）とみなして払い渡し及び弁済対象債権から除外したことに對し、これを不服とする坂根丈は平成 15 年 11 月 4 日、訴額 416 万円を求める委託者債権等請求訴訟を松江地方裁判所に提起した。

当該訴訟については、平成 17 年 6 月 29 日の判決により当方が敗訴したため、基金及び東穀取は、これを不服として広島高等裁判所（松江支部）に直ちに控訴した。当該控訴審においても、平成 18 年 8 月 30 日の判決により当方が敗訴したため、基金及び東穀取は、これを不服として最高裁に直ちに上告（(a)の訴訟も同様に上告）したところ、(a)の北山事件と同様に平成 19 年 5 月 9 日に最高裁より上告を受理する旨の通知があり、同年 7 月 19 日に最高裁より判決が言い渡され、損害賠償債権は委託者債権に含まれないことが明確になった。（最高裁判決内容は(a)を参照）

なお、(a)の訴訟と同様に、本訴訟が委託者資産の引渡請求権の実質を有するものであるか否かについて更に審理を尽くさせるため、本件は広島高裁に差し戻されたが、同高裁の差戻し審での審議の結果、同高裁より平成 20 年 7 月 30 日に次のとおり判決が言い渡された。

#### 【広島高裁判決】

本件対象請求が委託者資産の引渡請求権の実質を有するか否か等について審理した結果、「受託業務保証金制度及び基金からの弁済の制度は、正常な状況における取引所取引の安全性を確保するための制度であるものと解されるから、正常な商品取引に基づかない不法行為による損害賠償債権や不当利得返還請求債権は、たとえ、委託証拠金の名目で会員が受領した金員に関するものであっても、委託者資産性を有するものとして、受託業務保証金の払い渡しの対象となるものとはいえないといわざるを得ない。」としている。

その結果、本件債権の実質は、「公序良俗、詐欺取消し又は錯誤無効により証拠金として不当利得の返還を求めるといふものであるから、正常な商品取引に基づかない不当利得返還請求債権に該当するものといえる。したがって、…委託者資産性を有していると認めることはできない。…」と述べた。

#### 【原告の再上告】

原告はこれを不服として、平成 20 年 8 月 25 日に最高裁判所に再上告したが、最高裁（第三小法廷）は、これを民事訴訟法第 318 条第 1 項により最高裁として受理すべきものと認められないと平成 21 年 12 月 8 日付で決定した。これにより当該訴訟については確定したので、当該訴訟については、基金及び東穀取の全面勝訴となった。